

鹿児島県硫黄島の軽大臣灯台鬼伝承と徳躰神社

原 田 信 之
(日本文学)

鹿児島県硫黄島にある徳躰神社(とくだいじんじや)は灯台鬼にされた遣唐使軽大臣を祀っているとされる。徳躰とは灯台のことで、徳躰神社の「徳躰」には「灯台鬼を祀る」という意味が込められていると推定される。天保十四年(一八四三)に成立した薩摩藩の地誌『三国名勝図会』には、硫黄島の説として、斉明天皇二年八月二十五日、硫黄島に漂着して亡くなった軽大臣の骨を徳躰神社に納め、本国へは遺髪を持ち帰ったという伝承があると記されている。また、硫黄島の長濱家文書の中に「社例根元之覚」と題されたものがあり、それによると、斉明天皇の時代に、参議春衡卿が父君軽ノ右大臣の御陵守として山田蔵人という者を島に留め置き、この人が三年滞在して帰った後、セッカントウニンという人が派遣されてきて、縁日を立てて島中の安全を祈ったという。硫黄島に伝承されている遣唐使「軽大臣」にまつわる伝説がどのように伝承されていたのか、徳躰神社管理の問題などについて考察した。

(キーワード) 硫黄島、平康頼、徳躰神社、軽大臣、灯台鬼

はじめに

遣唐使の軽大臣が中国で灯台鬼にされたという有名な灯台鬼説話は平康頼『宝物集』が初出とされるが、平康頼がどこで軽大臣の灯台鬼説話を知ったのかはよくわかっていない。前稿^[1]において筆者は、鹿ヶ谷の変により平康頼・俊寛・藤原成経らが配流された鬼界島は鹿児島県三島村の硫黄島と断定してよいこと、遣唐使の渡航ルート上にある硫黄島に遣唐使軽大臣を祀る徳躰神社があ

り軽大臣にまつわる伝説が伝承されていること、平康頼が硫黄島に配流された際に遣唐使軽大臣を祀る塚とその伝承を知った可能性は皆無ではないと考えられることなどについて述べた。

康頼・俊寛らが配流された鬼界島が鹿児島県三島村の硫黄島と判断した根拠は、火山がある島という点、薩摩国にあるという点、延慶本『平家物語』第一末に、薩摩国にある「流黄嶋」(異名「鬼界嶋」)の周辺に「端五嶋」と「奥七嶋」の「十二」の島があるなど、周辺の地理情報が比較的正確に記述されてい

る点などである。

鬼界島がどこであったかについては、長崎県長崎市(肥前国)の伊王島、鹿児島県三島村の硫黄島、鹿児島県大島郡の喜界島という三つの説がよく知られている。これらのうち、火山がある島は三島村の硫黄島だけである。また、俊寛らの時代に薩摩国に属していた島も、三島村の硫黄島だけである。鹿児島県大島郡の喜界島は奄美諸島に属しているが、奄美諸島が「薩摩国」に支配されるようになったのは、慶長十四年(一六〇九)の島津氏の琉球侵入以降のことであり、平康頼・俊寛・藤原成経らが流された安元三年(一一七七)頃の奄美諸島は、琉球王国統治時代よりさらに前の、実質的にはどこにも属していない「無所属時代」²⁾であったとされており明らかに不的確である。延慶本『平家物語』第一末をみると、周辺に「端五嶋」と「奥七嶋」の「十二」の島があり、端五島は昔から日本に従うが奥七島は従っていないことが記してある。³⁾この「十二」の島は中世に薩摩国で「十二島」(じゅうにとう)と呼称された島嶼群名を指していると推定される。「十二島」は「鬼界(貴海)十二島」とも呼ばれたとい、硫黄島・竹島・黒島・口永良部島・屋久島の口五島(くちごとう)と、口之島・臥蛇島・平島・中之島・諏訪之瀬島・悪石島・宝島の奥七島(おくしちとう)からなり、「その起源は薩南平氏が活躍した平安時代後期にさかのぼる」⁴⁾とされる。延慶本『平家物語』の「端五嶋」は硫黄島・竹島・黒島・口永良部島・屋久島の口五島(くちごとう)で、「奥七嶋」は口之島・臥蛇島・平島・中之島・諏訪之瀬島・悪石島・宝島の奥七島(おくしちとう)とみてよいであろう。これらのことから、平康頼・俊寛・藤原成経らが流されたのは鹿児島県三島村の硫黄島と考えられ、それ以外の長崎市伊王島説や大島郡喜界島説は成立しえないことがわかるわけである。

鹿児島県大隅諸島の硫黄島(鹿児島県鹿尾郡三島村硫黄島)は薩摩半島南方約五十キロにある面積約十二平方キロ、周囲約十九キロの島で、薩摩硫黄島とも呼ばれている。現在は鹿児島港から週二便の三島村営「フェリーみしま」による定期航路が唯一の交通手段となっている。

遣唐使の渡航ルート上にあるためか、鹿児島県大隅諸島の島々には遣唐使漂着伝説が複数伝承されている。大隅諸島の島々に伝承されている遣唐使漂着伝説のうち歴史上確実なものとしては、『日本書紀』卷二十五孝徳天皇白雉四年(六五三)の条にみえる第二回遣唐使遭難事件がある。この時に遭難したのは第二回遣唐使の第二船で、第二船の大使であった大山下高田首根麻呂ら百二十人のうち、五人だけが生き残って竹島に流れ着き、竹を採って筏を作り助かったという。この竹島は、鹿児島県三島村の竹島で、竹島には現在、大山下高田首根麻呂を祀る大山神社がある。この竹島から十キロ程度しか離れていない三島村硫黄島には遣唐使軽大臣を祀る徳躰神社があり、軽大臣にまつわる伝説が伝承されている。現在の徳躰神社について聞き取り調査をすると、徳躰神社のことを「トクタイジンジャ」とはあまり呼ばず、「カルノト」「カルノトド」「カルノオトト」「カルノオトド」などと呼ばれており、徳躰神社に祀られている人物名「軽大臣(カルノオトド)」が神社の通称となっていることがうかがえた(本稿では「軽大臣」「軽野大臣」等の表記の統一は行わない)。

灯台鬼説話は『平家物語』など諸書に引用されており、これまでに多くの研究の蓄積がある。⁵⁾本稿は、前稿で論究し残した、薩摩国における灯台鬼説話の伝承経路の問題、硫黄島の徳躰神社の管理の問題などについて検討することを目的とする。⁶⁾

I 『三國名勝図会』と灯台鬼説話

最初に、薩摩国における灯台鬼説話の伝承経路の問題を検討するうえで最も参考になる『三國名勝図会』「徳躰神社」の項について検討してみることとする。次に該当部分を引用する(なお、考察の都合上、便宜的に記号A B C Dを付した。割注部分はすべて縦線内に記し、傍線・カギ括弧・丸括弧内の注記は原田が付した。以降の事例も同様)。

〈事例1〉『三国名勝図会』巻之二十八「徳鉢神社」の項

A 徳鉢神社—in番衙より丑寅の方、四町許—in石祠なり、祭神軽野大臣の靈を崇む、神体自然石一を安ず、祭祀の日、熊野権現と同じ、『神社啓蒙』・『和漢三才図会』・『下石(学カ)集』等を按ずるに、軽大臣は、齐明天皇—in或は舒明天皇—inの御時、遣唐使となりて入唐す、故ありて唐土へ滞留したるに、其子参議春衡、又遣唐使となりて入唐す、其父に遇て伴ひ帰朝す、薩州硫黄島へ漂着し、此地に卒すと見えたり、

B 〇軽野大臣諸書の説 『神社啓蒙』曰、「軽大臣者旧伝為_レ遣唐使時、支那人飲_レ之_レ不言_レ葉_レ、身作_レ彩画、頭戴_レ灯台而燃_レ火、即名_レ之_レ為_レ灯台鬼、其子参議春衡、又為_レ遣唐使、于時、齐明天皇二年、丙辰歲也、及_レ今支那帝、殊愛重焉、及_レ于夜、秉燭出_レ鬼灯、灯鬼遙見_レ春衡而知_レ我子、流涕嗚咽、噬_レ指頭_レ血書曰、

我_レ元日本華京客、汝_レ是一家同姓人、
為_レ子為_レ爺前世契、隔_レ山隔_レ海恋情辛、
經_レ年流_レ涕蓬蒿宿、逐_レ日馳_レ思蘭菊親、

形破_レ他郷作_レ灯鬼、争_レ帰_レ旧里寄_レ斯身、
又歌

灯し火の影耻かしき身なれども

子を思ふやみの悲しかりけり

春衡見_レ之、以為_レ我父_レ也、遂求_レ灯鬼、帰_レ日本之日、没_レ颯州硫黄島、名_レ其所葬之地曰_レ鬼界、

C 『倭漢三才図会』、薩摩国硫黄島の条に、軽野大臣の事を載する事、『神社啓蒙』に同じ、其文末に云、「按春衡或為_レ玄光、軽大臣不知_レ何時人—舒明帝時人、或曰齐明帝、又或曰文武帝時人—、而無_レ軽大臣者、且遣唐使者、推古朝遣_レ犬上御田鍬_レ於唐、而舒明朝帰、是遣唐使之始也、文武朝粟田真人為_レ遣唐使、虚説分明、又曰河州古市郡有_レ軽墓、和州高市郡有_レ法軽寺、丹波桑田郡有_レ軽神社、皆立_レ軽大臣之名、遂不知_レ其縁、皇

極帝之弟有_レ軽皇子、是乃孝徳天皇也、其外不_レ聞_レ称_レ軽之名也、

D 〇『本朝諸社一覽志』、軽大臣の事跡は、丹波国桑田郡宮脇村社記に出、云云、△一書云、本田氏神社考云、灯鬼此地にて薨せし故、此島に禿食(倉カ)を建、靈氣を祭る、其靈氣竹木不浄を犯者まで、靈出甚し、爰を以て此島を鬼界島とは名付し也、硫黄島とは、元來此所の名にして、鬼界島とは、靈氣に依て是を号すと也、軽大臣の御事は、承和の比の事とかや云云へたり、徳鉢とは、灯台の誤と云り、△硫黄島社説曰、齐明天皇二年、丙戌、八月二十五日、御尊骨を納め、本国へは遺髪を持越されたりといふ、此外軽大臣の事は、諸書に見えたり、三才図会等の説に、軽大臣といふ人、歴代の内に見えずとあれども、当島へ其神社今に残り、其事蹟土人も伝へ知る者あれば、仮令軽大臣にて非ずとも、誰ぞ遣唐使の当島にて卒せし事は、虚ならざるべし、今諸説を併せ記して異聞を広む、

『三国名勝図会』は、薩摩藩領の薩摩・大隅・日向三国の自然・寺社・物産等についてまとめられた地誌である。天保十四年(一八四三)に、薩摩藩主の命を受けて編纂された。〈事例1〉は『三国名勝図会』巻之二十八薩摩国河辺郡硫黄島「徳鉢神社」の項の記述であるが、軽(野)大臣灯台鬼説話をめぐる問題に関して極めて興味深い内容が多く含まれている。便宜的に分けたA B C Dの四部分について、それぞれ考察を加えてみたい。

A 部分は、『三国名勝図会』が独自に作成した部分とみられる。最初に、硫黄島の徳鉢神社は在番衙から丑寅の方向に四町ほど行ったところにある石祠で、祭神軽野大臣の靈を崇め、神体は自然石一つ、祭祀の日には熊野権現と同じという説明の後、『神社啓蒙』・『和漢三才図会』・『下石(学カ)集』等を参考としてこの項目が執筆されたことが述べてある。最初の「在番衙より丑寅の方、四町許」という部分は割注である(〈事例1〉内の割注部分はずべて縦線内に記した)。現在の徳鉢神社も、在番衙跡(硫黄島港の近く)から丑寅(北東)の方向に四町(約四三〇メートル)ほど行ったところにある石祠で、神体として自然石一つが納められていることから、『三国名勝図会』の説明と現在の状況が合致

していることがわかる。現在、徳鉢神社周辺部には「徳鉢ノ下」という小字名が残っている⁽⁸⁾。本文に『神社啓蒙』・『和漢三才図会』・『下石(学カ)集』等を按ずるに」とあることから、文安元年(一四四四)成立『下学集』、寛文七年(二六六七)成立『神社啓蒙』、正徳二年(一七二二)成立『和漢三才図会』などを参考文献として使用したことがわかる。しかし、これらの文献のうち、『下学集』を『下石集』と誤って引用していることから、『三国名勝図会』は『下学集』を直接見ないかと推定される(『下石(学カ)集』の丸括弧内の注記は原田が付した)。

A部分後半には、これらの参考文献をもとに、親子で遣唐使となった軽大臣とその子の参議春衡のことについてまとめている。つまり、軽大臣は、齐明天皇(第三十七代天皇。在位六五五―六六一年)または舒明天皇(第三十四代天皇。在位六二九―六四一年)の時に遣唐使となって入唐し、唐土に留まった。その子の参議春衡もまた遣唐使となって入唐し、父に遇って一緒に帰朝した。そして、薩摩国硫黄島へ漂着し、軽大臣は硫黄島で亡くなったという。

B部分以降には、軽(野)大臣についての「諸書の説」が具体的に引用されている。B部分は『神社啓蒙』曰とあるように、『神社啓蒙』からの引用部分である。次に『神社啓蒙』の「軽野神」の項を引用する。

〈事例2〉『神社啓蒙』巻之七「軽野神」の項

○軽野神

丹波国桑田郡宮傍村に在り。祭るところの神三座。

軽野神

里(俚カ)諺に曰く、軽野三座と云ふは、菅原天神の御子なり。詞りて神と為すと云ふ。或は云ふ、軽野大臣なりと。予未だ可否を知らず。所謂る、軽大臣は、旧伝ふ。

B 昔日、軽大臣遣唐使と為る。時に支那の人、之に不言の薬を飲ましめ身に彩画を作り、頭に灯台を戴かして、而して火を燃す。即ち之を名づけて灯台鬼と為す。其の子参議春衡、又唐使と為る。時に齐明天皇二年丙辰

の歳なり。支那に入るに迫んで、帝殊に貴重す。夜に及んで燭を乗り鬼灯を出す。鬼灯遙に春衡を見て我子なることを知り、流涕涕咽して、指頭を噛み血書して曰く、我は元日本葦原の客、汝は是れ一家同姓の人、子と為り、翁と為る。前世の契、山を隔て海を隔るも恋情辛し。年を経て流す蓬蒿の宿、日を逐ひ思を馳す、蘭菊の親、形他郷に破れて灯鬼と作る。争でか旧里に帰りて斯身を寄せん。(我元日本華京客。汝是一家同姓人。為子為爺前世契。隔山隔海恋情辛。経年流涕蓬蒿宿。逐日馳思蘭菊親。形破他郷作灯鬼。争帰旧里寄斯身。(原作)。又歌に曰く、灯乃影耻敷身奈礼鐘、子於思蘭乃悲雁臬(ともしびのかげはづかしきみなれども) こそおもふやみのかなしかりけり。春衡之を見て以て我父なりと為す。遂に灯鬼を求めて日本に帰るの日、薩州硫黄の辺に没す。其の葬るところの地を名づけて鬼界と曰ふ。(傍線原田)

〈事例2〉を見ると、〈事例1〉『三国名勝図会』B部分は〈事例2〉『神社啓蒙』のB部分を引用して作成したらしいことがわかる。しかし、歌の部分「灯し火の影耻かしき身なれども／子を思ふやみの悲しかりけり」など数カ所、『和漢三才図会』の記述を参考にして表記等を改変したと考えられる部分がある。『三国名勝図会』B部分は、『神社啓蒙』と『和漢三才図会』の同文部分をそれぞれ参考にしながら作成されたものとみられる。『神社啓蒙』および『三国名勝図会』のB部分には、遣唐使軽大臣が不言の薬を飲まされて身に彩画され灯台を頭に戴せられて灯台鬼と名付けられたこと、その子の参議春衡がまた遣唐使となって齐明天皇二年丙辰(六五六)に中国に渡ったこと、灯台鬼となつた父の血書により父と気付いて一緒に帰朝することになったこと、父は薩摩国硫黄島あたりで亡くなったこと、灯台鬼軽大臣を葬った地を鬼界と名付けたこととが記されている。『神社啓蒙』のB部分より前の部分は丹波国桑田郡宮傍村の「軽野社」に祀られている「軽野神」に関する記述である。ここで『神社啓蒙』は、軽野神は菅原天神の御子とも軽野大臣ともいうが自分はいまだその可否を知らないと述べている。このことから、軽(野)大臣伝承が日本で広がりを見

せてきていることがうかがえる。¹⁰⁾

先に、『三国名勝図会』はA部分で『下学集』を『下石集』と誤って引用していることから、『三国名勝図会』は『下学集』を見ていないと考えられることを述べたが、軽大臣の子の名前も『下学集』と、『神社啓蒙』『和漢三才図会』『三国名勝図会』では異なっている。

〈事例3〉『下学集』『軽大臣』の項

為遣唐使^一時、支那人飲^レ之^二不言^一葉^一。身^ニ作^レ彩画^一、頭^ニ戴^レ燈台^一。燈台^一、而燃^レ火^一即名^レ之^二為^一燈台鬼^一。其^ノ子^ニ彌^一宰相、往^ニ支那^一、尋^レ父^一。燈台鬼^一流^レ涙^一、噬^ニ断^レ指^一頭^一以^レ血^一書^レ詩^一曰ク「我^ハ元^ノ日本^ノ華^ノ京^ノ客^一、汝^ハ是^レ一家^ノ同^レ姓^一人、為^レ子^一為^レ爺^一前^ノ世^ノ契^一、隔^レ山^一隔^レ海^一恋^レ情^一辛^一、経^レ年^一流^レ涙^一蓬^ノ蒿^ノ宿^一、逐^レ日^一馳^レ思^一蘭^ノ菊^ノ親^一、形^レ破^レ他^ノ郷^一作^レ燈^一鬼^一、争^テ婦^一旧^ノ里^一寄^ニ斯^一身^一」(傍線原田)

〈事例3〉は文安元年(一四四四)成立の国語辞書『下学集』『軽大臣』の項である。『下学集』では「軽大臣」の子を「彌ノ宰相」としている。軽大臣の子を彌宰相とするのは、『宝物集』と延慶本『平家物語』と同様であることから、『下学集』本文は『宝物集』に近い本文を元とする伝承経路の中にあるらしいことがわかる。『三国名勝図会』が『下学集』を見ていたならば、書名を『下石集』と間違えることも、軽大臣の子を「参議春衡」とだけ記すこともなかったであろう。これらから、軽大臣灯台鬼説話は、『宝物集』以降、軽大臣の子を「彌宰相」とする『宝物集』本文系統と、軽大臣の子を「参議春衡」とする『神社啓蒙』本文系統とに大きく分かれていったらしいことがわかる。『神社啓蒙』系統本文の特徴としては、軽大臣の子を「参議春衡」とする点に加えて、軽大臣が日本に帰る途中に硫黄島で亡くなり葬った地を「鬼界」と名付けたという記述がある点である。この部分について、『神社啓蒙』は「灯鬼を求めて日本に帰るの日、薩州硫黄の辺に没す。其の葬るところの地を名づけて鬼界と曰ふ。」「和漢三才図会」は「求^ニ燈^一鬼^一婦^一日本^ノ之^ノ日^一、没^ニ颯^一州^一硫^一黄^一島^一。名^ニ其^一所^一葬^一之^ノ地^一曰^ク鬼^一界^一。」「三国名勝図会」は「求^ニ燈^一鬼^一、婦^一日本^ノ之^ノ日^一、没^ニ颯^一州^一

硫黄島、名其所葬之地曰鬼界」と記しており、『神社啓蒙』の記述が引用されて伝わっていつている様子がうかがえる。

『三国名勝図会』C部分は、『和漢三才図会』『軽大臣ノ故事』後半部分を引用して作成されている。

〈事例4〉『和漢三才図会』『軽大臣ノ故事』

B 軽大臣ノノ故事一^一出^ニ下学集及神社啓蒙^一昔^シ軽大臣^一為^ニ遣唐使^一時、支那人、飲^レ之^二不言^一葉^一、身^ニ作^レ彩画^一、頭^ニ戴^レ燈台^一、而燃^レ火^一。即^チ名^レ之^二為^一燈台鬼^一。其^ノ子^ニ参議春衡^一、又^ニ為^一唐使^一。于^ニ時^一一^一齊明天皇^一二^一歳丙辰^一、唐使貴重^一焉。及^ニ于^一夜^一、秉^レ燭^一出^ニ鬼^一燈^一。鬼^一燈^一遙^一見^ニ春衡^一而^レ知^レ我^一子^一。乃^チ乃^チ孝^一徳^一天皇也。其^外不^レ聞^ニ稱^一軽^一之名^一。一

我^ハ元^ノ日本^ノ華^ノ京^ノ客^一。汝^ハ一家^ノ同^レ姓^一人。

為^レ子^一為^レ爺^一前^ノ世^ノ契^一。隔^レ山^一隔^レ海^一恋^レ情^一辛^一。

逐^レ日^一馳^レ思^一蘭^ノ菊^ノ親^一。

形^レ破^レ他^ノ郷^一作^レ燈^一鬼^一。争^テ婦^一旧^ノ里^一寄^ニ斯^一身^一。

灯の影恥かしき身なれども子を思ふやみの悲しかりけり
春衡見^レ之^二以^一為^一我^一父^一也。遂^ニ求^ニ燈^一鬼^一婦^一日本^ノ之^ノ日^一、没^ニ颯^一州^一硫^一黄^一島^一。名^ニ其^一所^一葬^一之^ノ地^一曰^ク鬼^一界^一。

C △(按カ) 春衡或^ハ為^ニ玄光^一一^一不^レ一^一決^一也。軽^ノ大臣^一不^レ知^ニ何^一時^一人^一。舒^一明^一帝^一時^一人、或^ハ曰^ク文武^一帝^一時^一人。而^モ無^シ軽^ノ大臣^一ト^モ者^一。且^ツ遣唐使^一者^一推^レ古^一朝^一遣^ニ大^一上^一御^一田^一鋼^一(鉄^一カ)ヲ^一於^ニ唐^一而^レ舒^一明^一朝^一婦^一ハ^一是^レ遣唐使^一之^ノ始^一也。文武^一朝^一粟^一田^一真人^一為^ニ遣唐使^一一^一虚説分^一明^一ナリ。

河州古市ノ郡^一有^ニ軽^一墓^一。和州高市ノ郡^一有^ニ法^一軽^一寺^一。丹波ノ桑田郡^一有^ニ軽^一ノ^一神社^一。皆立^ツ軽^ノ大臣^一ノ^一名^一。遂^ニ不^レ知^ニ其^一、扱^一之^一但^ニ皇^一極^一帝^一之^ノ弟^一有^ニ軽^一ノ^一皇子^一。是^レ乃^チ乃^チ孝^一徳^一天皇也。其^外不^レ聞^ニ稱^一軽^一之名^一。

〈事例4〉は『和漢三才図会』薩摩国硫黄島の条の「軽ノ大臣ノ故事」であるが、前半のB部分(灯台鬼説話)と後半のC部分(『和漢三才図会』の意見)

に分けることができる。前半のB部分（灯台鬼説話）は『神社啓蒙』と『三国名勝図会』のB部分とほぼ同文となっている。先にも述べたように、『三国名勝図会』B部分は、『神社啓蒙』B部分と『和漢三才図会』B部分の両者を参考として作成されたものと推定される。また、『三国名勝図会』C部分は、『和漢三才図会』C部分を「其文末に云」と記してそのまま引用している。C部分（『和漢三才図会』の意見）には、春衡はあるいは玄光（ハルミツ）であること、軽大臣は舒明帝時代の人・斉明帝時代の人・文武帝時代の人などの説がありいつの時代の人かわからないこと、軽大臣という人はいないこと、遣唐使は推古朝に犬上ノ御田歙を遣わし舒明朝に帰ったのが遣唐使の始めであること、文武朝には粟田真人が遣唐使であったことから虚説であることは明らかであること、河内国古市郡に軽の墓・大和国高市郡に法軽寺・丹波国桑田郡に軽神社があって皆軽大臣の名を立てるがその根拠は不明であること、ただし皇極帝の弟に軽皇子がありこれは孝徳天皇であるがその外に軽と称する名を聞かないことなどが記されている。

D部分は、『三国名勝図会』が独自に作成した部分とみられる。文献類を調査したようで、『本朝諸社一覽志』、『一書』が引用している『本田氏神社考』のほか、硫黄島の神社の説も紹介している。『本朝諸社一覽志』では軽大臣の事跡は丹波国桑田郡宮脇村社記に出ているとあること、『一書』が引用している『本田氏神社考』では、灯台鬼がこの地で亡くなったのでこの島に禿倉（ほくら）を建てて靈氣を祀っていること、その靈氣は竹・木・不浄を犯す者まで靈出が甚だしくこれを以てこの島を鬼界島と名付けたこと、硫黄島とは元來のこの名であり鬼界島とは靈氣によって名付けられたものであること、軽大臣の事は承和の頃の事と言ひ伝えられていること、徳鉢とは灯台の誤と言われていることなどが記されている。また、硫黄島社の説として、斉明天皇二年丙戌（丙辰の誤り）八月二十五日に御尊骨を納めて本国へ遺髪を持越されたと伝えられていることを紹介している。さらに、軽大臣の事は諸書に見えていないこと、『和漢三才図会』等の説に軽大臣という人は歴代の内に見えないとあるが当島へその神

社が今に残ってその事蹟を伝え知る島民もいるので、仮に軽大臣ではなくとも遣唐使の誰かが当島で亡くなった事は虚ではないと述べている。

これらの記述の真偽は不詳であるが、極めて興味深い内容となっている。『一書』が引用している『本田氏神社考』で興味深いのが、灯台鬼がこの地で亡くなったのでこの島に小祠を建てて靈氣を祀っているという点、硫黄島は元來の島名で鬼界島は灯台鬼の靈出が甚だしいので名付けられたという点、軽大臣の事は承和（八三四〜八四八。第五十四代仁明天皇朝の年号）の頃の事と言ひ伝えられているという点、徳鉢とは灯台の誤りと言われているという点などである。『本田氏神社考』が軽大臣の事は承和（八三四〜八四八）の頃の事と伝えられているとする根拠は不詳であるが、承和年間の遣唐使としては、第十五回の遣唐使がある。第十五回の遣唐使は最後の遣唐使であるが、承和五年（八三八）に出発して承和六年（八三九）に帰国している。第十五回の遣唐使には、軽大臣やその子の参議春衡なる人物の名前は見当たらないようである。^③『本田氏神社考』が承和の頃の事としたのには、承和年間は第十五回遣唐使が派遣された時期ということ、それなりの整合性を持たせようとしたようにもみられるが、詳細は不明である。「徳鉢」とは「灯台」の誤りと言われているという点は説得力があり、おそらくそうなのだろうと思われる。徳鉢（とくだい）は灯台（とうだい）のことで、徳鉢神社の「徳鉢」には「灯台鬼を祀る」という意味が込められていると推定される。

D部分の硫黄島社の説も、斉明天皇二年丙戌（丙辰の誤り。六五六年）八月二十五日に灯台鬼の骨を祠に納めて本国へ遺髪を持ち帰ったと伝えられていることを紹介している点が注目される。「斉明天皇二年」は、『神社啓蒙』と『和漢三才図会』のB部分（灯台鬼説話）に見え、軽大臣の子の参議春衡が唐に渡って灯台鬼となった父に再会した時の年号とされている。硫黄島社の説は、『神社啓蒙』や『和漢三才図会』の記述の後日譚となっており、興味深いものがある。また、軽大臣という人物のことは不明というが、当島へ神社が今に残ってその事蹟を伝え知る島民もいるので、仮に軽大臣ではなくとも遣唐使の誰かが

当島で亡くなった事は虚説ではないと述べている点も、それなりに説得力があり、興味を引かれる説となっている。

Ⅱ 「社例根元之覚」と徳鉢神社

次に硫黄島の神社と、硫黄島の神社を管理していた社家をめぐるとの問題について検討してみることとする。現在の硫黄島で聞き取り調査をすると、徳鉢神社を含め、硫黄島の神社の管理は、かつては全部お宮さん（長濱家）がやっていたという話を聞くことができた。長濱家第三十三代当主長濱豊彦さんが存命中は、長濱さんが昔ながらの神事を行っていたそうであるが、現在は地区でやっているということであった。長濱家文書の中に「社例根元之覚」と題されたものがある（成立年次不詳）。興味深い内容なので、その一部を引用しておく（割注部分はすべて縦線内に記し、句読点は原田が付した）。

〈事例5〉「社例根元之覚」

一、鳴物停止之事（略）

一、五月五日ヨリ七月七日迄鳴物停止之儀者（略）

一、毎月三斎日（略）、外三王権現縁日ハ―九日卯ノ日―也。但毎月卯日

九日熊野ノ縁日故候。右外縁日トテ慎来候事。

○七日ハ嶽ノ七社山王ノ縁日。

。見得火山王。燧太雷山王。荒滝山王

。湧出山王。大崎山王。明火山王

。山巡山王

○九日ハ蔵王権現撰社皇子三神。

大谷皇子 小火煙皇子 武火別皇子

○十九日ハ鎮守蔵王権現縁日也―霧嶋同体ノ神亦朔日モ用候―。

○廿八日ハ燧峰四神、南川原三十三神―一峰八神、二峰八神、鎬峰八神、

煙嶽八神、一ノ岬一神―。

○廿九日ハ神池―又ハ御池―、大川原―但嶽ノ水天風雨水ノ差引ヲ主ル神

。右七日ヨリ廿九日縁日ヲ定慎、来候事ハ、古昔、齊明天皇御宇、参議春衡卿、父君軽ノ右大臣御陵守ニ被留置候侍ル山田蔵人ト云者アリ。此人三年ヲ経テ帰リケル。其後、巳留洞仁トテ少罪ヲ犯シ流刑如キノ牢人鉢ノ者ヲ遣セシカ、彼人縁日ヲ建立テ嶋中安全ヲ祈リシ旧跡ト、渡辺源左衛門綱

貞カ伝ト、其孫幸太夫綱彦伝置候。社例ニテ候。

一、社例両社同御座候事は、不浄清め之式無相違候。

社、地獄の山中ニ而血を濯ぎ候得は、三千度清祓。又放火之不浄、靈山を焼候而穢を行ひ候則は、右同。所山中社頭にて死去候者有之時節は、則一萬二千度御清祓也。

〈事例5〉「社例根元之覚」には、鳴物を停止する期間のこと、毎月の三斎日のことなどが記されている。その後半部分に、「軽ノ右大臣御陵」についての記述がある。軽ノ右大臣御陵とは、徳鉢神社のことのようである。七日は嶽ノ七社山王（見得火山王、燧太雷山王、荒滝山王、湧出山王、大崎山王、明火山王、山巡山王）の縁日、九日は蔵王権現撰社皇子三神（大谷皇子、小火煙皇子、武火別皇子）の縁日、十九日は鎮守蔵王権現の縁日、廿八日は燧峰四神と南川原三十三神（一峰八神、二峰八神、鎬峰八神、煙嶽八神、一ノ岬一神）の縁日と、島内各所の祠の縁日が記され、七日から二十九日までの縁日を定めて慎んで来た事の由来が述べられている。

古昔、齊明天皇の時代に、参議春衡卿が父君軽ノ右大臣の御陵守として山田蔵人という者を島に留め置かれた。この人は三年島に滞在して帰った。その後、巳留洞仁（長濱家文書では右側に読みが「セツクワントウニン」と朱記されている。以下、セツカントウニンと記す）という名前で、軽い罪を犯した者が派遣されて来た。この人が縁日を立てて島中安全を祈った旧跡が、七日から十九日までの縁日である。このことは、渡辺源左衛門綱貞の伝と、その孫の幸太夫綱彦が伝えているという。

この「社例根元之覚」の最後の項目に「不浄清め之式」についての記述がある。その部分に、社や地獄の山中で血の穢れがあった時は三千度清め祓うこと、放火の不浄で霊山を焼く穢れがあった時も同様三千度清め祓うこと、山中の社頭で死去した者が有った時は一万二千度清め祓うことなどと記されている。この「地獄」とは、火山活動で地下から煙や熱湯が噴出してぐつぐつたぎっている場所を指していると推定される。硫黄島では今も、硫黄岳のみならず島内各地で煙が噴出し、硫黄臭が常に漂っている。この部分の記述から、硫黄岳が聖なる場所であり、種々の不浄があった場合には数千回におよぶ清めが必要とされたことがうかがえる。

「社例根元之覚」に記されているおびただし数の島内各所の祠と、それらを祀る縁日の決まりから、軽ノ右大臣御陵（徳祿神社）を祀るために、硫黄島の代々の神職が多く神事を行ってきたらしいことがうかがえ、注目される。

社家の長濱家に伝えられていた「社例根元之覚」は、その内容から、祭祀を行う神職にとって重要な意味を持つものであったと推定されるが、『三国名勝図会』にはその内容が記されていない。『三国名勝図会』は公的な記録であるから、「社例根元之覚」の内容は秘すべきものとして意図的に記されなかったか、最初から『三国名勝図会』執筆者には知らされていなかったかのどちらかである可能性が高いように思われる。

「社例根元之覚」によると、参議春衡卿が父軽右大臣の御陵守として山田蔵人という人物を任命し、その人が帰った後、セツカントウニンという人物が派遣されて来たことになる。真偽は不明ながら、極めて興味深い内容である。軽大臣と子の春衡が硫黄島に漂着した後のことや「社例根元之覚」に関して、『三島村秘史』に次のような記述が見える。

〈事例6〉『三島村秘史』「硫黄島漂着」の項

春衡が父軽野大臣をつれて坂元に着いたのが、斉明天皇二年の八月七日であり、軽野大臣が死んだ日が同月二十五日で、同じ日火葬し本国へは遺髪のみ持ち帰ったという。都へ帰る時、春衡は、軽野大臣の御墓守として

山田蔵人という家臣を硫黄島に残したが、山田も三年たつて都に帰り、その代わりとして、罪を犯して流刑になるはずであった巴せつくわんどうじん倭洞仁という者を硫黄島にやった。彼は大臣の坂元着の七日から、死ぬ二十五日及び遺髪を持って春衡が硫黄島を出発した二十九日まで、縁日を定め、島中の安全を祈った。これは、彼が島に来て見ると、軽野大臣の亡霊が悪鬼となり、竹や木を切ると祟（祟カ）り、不浄なことをすると祟（祟カ）るといふふうで、島中に霊気がみちみちしていたからだという。この亡霊悪鬼のさまよう所からこの島を硫黄島の外に鬼界が島と呼ぶようになったという。これらの事は、鎌倉時代の初め、平家残党としてこの島に入部した渡辺源左衛門綱貞の伝と、その孫渡辺幸太夫綱彦が伝え置いた社例根元に見えるのである。¹⁵⁾（丸括弧内注記原田）

〈事例6〉『三島村秘史』は、当時三島村竹島小中学校教頭であった松永守道氏が昭和四十五年に執筆し、昭和四十七年に最初の三島村誌として三島村から発行されたものである。当時の古老から聞き取り調査をしており、現在ではもう聞くことができない貴重な伝承も記録されている。硫黄島での調査協力者の中に、長濱家第三十三代当主長濱豊彦さんの名前があること¹⁶⁾から、徳祿神社のことに關して、長濱家の伝承もある程度反映している可能性がある。（事例6）『三島村秘史』「硫黄島漂着」の項の要点をまとめると、次のようになる。

一つ目は、斉明天皇二年八月七日に春衡が父軽野大臣をつれて硫黄島の坂元に漂着し、同月二十五日に軽野大臣が亡くなったので同日火葬し、同月二十九日遺髪を持って春衡が硫黄島を出発したという点。

二つ目は、春衡は軽野大臣の御墓守として山田蔵人という家臣を島に残し、山田は三年たつて帰った点。

三つ目は、山田のあとにセツカントウニンという人物が軽野大臣の御墓守として硫黄島に派遣された点。

四つ目は、セツカントウニンは軽大臣が坂元に漂着した七日から、亡くなった二十五日、遺髪を持って春衡が硫黄島を出発した二十九日まで縁日を定め、

島中の安全を祈った点。

五つ目は、セツカントウニンが縁日を定めて島中の安全を祈ったのは、軽野大臣の亡霊が悪鬼となり島中に靈気がみちみちていたためで、このことから鬼界が島と呼ぶようになったという点。

六つ目は、「社例根元之覚」に名が見える渡辺源左衛門綱貞は鎌倉時代の初めに平家残党としてこの島に入部した人物で、渡辺幸太夫綱彦はその孫であるという点。

一点目に春衡が父軽野大臣をつれて硫黄島の「坂元」に漂着したと記されているが、「坂元」は硫黄島の北側にある地名である。『三国名勝図会』硫黄島の項に「島港―在番衝此港に臨む―、当島の南面にあり、海湾を港とす」と記されているように、硫黄島の港は、昔から島の南側に位置する硫黄島港（長浜港）が利用されてきた。集落も硫黄島港のすぐ奥にあり、在番衝も港の近くにあった。『三島村誌』に「砂浜となつてゐる所は長浜港の他には東海岸の穴（けつ）之浜と矢筈岳の北側にあるだけであとはすべて高さ一〇メートルをこす断崖となつてゐる」とあるように、硫黄島は周囲の大半が断崖となつており、上陸しやすい砂浜がある地点は三カ所（長浜港、穴之浜、矢筈岳の北側）のみとなっている。矢筈岳の北側は「坂元」という地名なので、そのあたりに漂着したという伝承があることがわかる。港としては使用されてこなかった「坂元」に漂着したとされている点からは、海が荒れてかろうじて硫黄島にたどりついた状況がうかがえ、興味深いものがある（説得力を持たせるために「坂元」に漂着したと創作されたものか、実際に何者かが「坂元」に漂着した事実を元とした伝承なのかは未詳）。

二点目と三点目については「社例根元之覚」に同様の記述が見えるが、一点目・四点目・五点目・六点目については「社例根元之覚」に記述されていない独自の情報が追記されている。この追記部分の根拠は不明であるが、昭和四十年代に採集された硫黄島の伝承を反映している可能性があり、注目しておきたい。

III 『拾島状況録』と徳鉢神社

次に、明治時代における徳鉢神社をめぐる伝承と祭祀について検討してみることにする。明治初年に編纂された『薩隅日地理纂考』に「徳鉢神社」の項があるので、引用しておく（割注部分はすべて縦線内に記し、句読点・丸括弧内の注記は原田が付した）。

〈事例7〉『薩隅日地理纂考』硫黄島「徳鉢神社」の項

徳鉢神社 祭神軽太（大カ）臣ナリ。石祠ニテ神鉢自然石ヲ安置ス。祭日熊野社ト同シ。土人ノ伝説ニ遣唐使ニテ唐土ニ渡リ故アリテ彼地ニ滞留ス。其子参議春衡（衡カ）マテ遣唐使ニテ入唐シ、伴ヒテ帰朝ス。時硫黄嶋ニ漂着シ、遂ニ此地ニテ薨シ、神ニ崇ムトイフ。軽太（大カ）臣正史ニ見ヘス。別人ヲ誤レルナルベシ―大臣ノ説、諸書ニ載テ人口ニ膾炙ストイヘトモ、所謂齊東野人語ニシテ探ルニ足ラサル事既ニ俗説ニ弁并シタリ。⑳

『薩隅日地理纂考』は、鹿兒島藩知事島津忠義の命を受けて編纂された薩摩・大隅二国と日向国諸県郡の地誌である。明治四年（一八七二）の序文をもつが、明治七年から明治十年の間に完成したと推定されており、明治三十一年（一八九八）に初版が刊行された。〈事例7〉は『薩隅日地理纂考』十二之卷薩摩国河辺郡硫黄島「徳鉢神社」の項の記述である（引用部分に「軽太臣」「春衡」とあるが、後の部分で「軽大臣」「春衡」と記されているので、誤植とみられる）。

〈事例7〉で引用した部分の次に「軽野大臣説」の項があり、『三国名勝図会』の「軽野大臣諸書の説」の部分をもほとんどそのまま引用している（本稿第I節〈事例1〉のBC部分とD部分の前半に該当する）。〈事例7〉部分も、〈事例1〉『三国名勝図会』のA部分後半の記述を参照しながら作成されたものであることがわかる。『薩隅日地理纂考』は、灯台鬼説話を極めて批判的にとらえていたようである。〈事例7〉末尾の割注部分に、軽大臣の説は諸書に掲載されて人口に膾炙しているが、齊東野人の取るに足りない俗説にすぎないと記していることからそれがうかがえる。この批判的姿勢は「軽野大臣説」の部分も同様

で、『薩隅日地理纂考』は、〈事例1〉『三国名勝図会』C部分（『和漢三才図会』の意見）をそのまま引用した後に「ト記シテ俗説ヲ弁ジタリ」と付加し、ことさらに「俗説」だと強調している。さらに、『薩隅日地理纂考』は、「軽野大臣説」の末尾部分で、〈事例1〉『三国名勝図会』D部分（『三国名勝図会』が独自に作成した部分）の前半部をそのまま引用した後、「又徳鉢神社ノ伝ニ、齊明天皇二年、丙戌（原田注・丙辰の誤り）、八月二十五日、御尊骨ヲ納メ、本国ハハ遺髪ヲ持越セリト云フトアルハ、扱モ無キ妄説ニシテ云フニモ足ラヌ事ナリケリ」と付加し、ことさらに根拠のない「妄説」だと強調している。

『薩隅日地理纂考』の批判的姿勢は、『三国名勝図会』が〈事例1〉D部分末尾で「三才図絵等の説に、軽大臣といふ人、歴代の内に見えずとあれども、当島ハ其神社今に残り、其事蹟土人も伝ヘ知る者あれば、仮令軽大臣にて非ずとも、誰ぞ遣唐使の当島にて卒せし事は、虚ならざるべし、今諸説を併せ記して異聞を広む」と記述した肯定的姿勢とは正反対のものとなっている。

異様に感じるほどのこの批判的姿勢は、『薩隅日地理纂考』が明治時代の初めという混乱期に編纂されたことと無縁ではないと考えられる。『薩隅日地理纂考』の「凡例」に「近年旧藩ノ諸寺院ヲ悉ク廃シ、仏址地ヲ払ヒ、且今年藩ヲ廢シテ県ト為ラレシニ就テハ、書法及文句悉ク換易セスハアルヘカラス。故ニ旧藩主ノ称号及ヒ本府本藩我云々等ノ書法ヲ改メ、太古ノ事件マタ他ニ於テモ旧史官ノ著ス所ト大ニ異ナリ」（句読点原田）という記述があり、注目される。

ここに「今年藩ヲ廢シテ県ト為ラレシニ」とあるように、『薩隅日地理纂考』の序文が執筆された明治四年に廃藩置県が行われた。この時期は明治政府の廃仏毀釈政策により、各地で神社と習合していた寺院の破壊運動が起こっていた頃で、日本全国が混乱を極めていた。また、「近年旧藩ノ諸寺院ヲ悉ク廃シ、仏址地ヲ払ヒ」とあるように、薩摩藩の廃仏毀釈は徹底的に行われた。廃仏毀釈、明治維新、廃藩置県と、旧来の価値観が大きく揺らぎ、西欧の文物や思想がもてはやされた時代に編纂されたため、『薩隅日地理纂考』編者は灯台鬼説話に対して「俗説」「妄説」といってさらば批判的に記述したものと推定される。『薩隅日

地理纂考』の「徳鉢神社」や「軽野大臣説」の項自体は、『三国名勝図会』の孫引きにしかすぎないが、『薩隅日地理纂考』編者が「俗説」「妄説」と批判的に記述しつつも、「硫黄嶋ニ漂着シ、遂ニ此地ニテ薨シ、神ニ崇ム」という土地の伝説を紹介していることから、明治時代初期の硫黄島に、遣唐使軽大臣が漂着して没し、神として徳鉢神社に祀られたという伝説が確かに伝承されていたことがうかがえる。

〈事例8〉『拾島状況録』硫黄島記「神社」の項

神社ヲ硫黄権現ヒルコ大明神（祭神恵比須）、徳鉢神社、御祈三社大明神、蔵王神社嶽ノ神ト称ス。山ノ神矢筈嶽ノ下ニアリ、水神恵比須若宮神社等ナリ。硫黄権現ハ拾島中最大ノ神社ニシテ、神殿間口三間、奥行九尺、神殿前廊下壺間ト九尺トニシテ、拜殿アリ（略）徳鉢神社ハ往時軽ノ大臣遣唐使トナリ支那ニ航シ、帰朝ノ途中暴風ニ遭遇シ、本島ニ漂着シ遂ニ薨ス。土人之ヲ葬リ神ニ封シタルナリト。神鉢自然石ナリ。御祈三社大明神ハ村北五町斗矢筈嶽ノ麓ナル低地ニアリ、墓跡等存セス。康頼、俊寛、成経ヲ祭ルト云フ。自然石ヲ以テ神鉢トス。宝永七年建立ノ石灯籠ニ基アリ。其入口ニ榕樹ノ大幹枯立スルアリ、蓋シ宝永七年之ヲ植エタルモノナラン。（略）本島社家を長濱衛守ト云フ。安徳天皇の藩胤ナリトテ、代々硫黄権現ニ奉仕シ、庄屋、横目ト同ク大小上下ヲ免シ、郷士ヲ以テ待遇セリト云フ。硫黄権現ノ祭日ハ陰曆正月元旦、同七日、五月五日、九月九日、十一月五日、十二月廿九日ニシテ、九月九日ヲ以テ大祭トス。島内業ヲ休シ参詣ス。九月十日及十一日ハ村中ノ若婦、笠、杖、扇等ヲ以テ手踊ヲ為シ、大ニ楽ム。之レヲ災害ヲ予防スル為メトス。其踊優美ニシテ視ルベキモノアリト。婦女ノ年齢ハ大凡拾五歳ヨリ式拾歳迄トスレトモ、継テ踊ヲ為スモノナケレバ式拾七八歳ニ至ルモ免ル、能ハスト云フ。御祈三社権現及徳鉢神社ノ祭日ハ十二月廿八日ヲ以テ執行ス。（傍線原田）

〈事例8〉は『拾島状況録』硫黄島記「第四編第二章「神社」の項の一部である。『拾島状況録』は、『南嶋探験』で有名な笹森儀助が大島島司時代にまと

めたものである。笹森儀助は明治二十八年五月十四日から五月二十日まで硫黄島に滞在した。²³⁾〈事例8〉で笹森儀助は、硫黄島の主たる神社として、硫黄権現、ヒルコ大明神、徳舂神社、御祈三社大明神、蔵王神社等々を挙げている。

硫黄権現については、十島(川辺十島とも。硫黄島・黒島・竹島・口之島・中之島・臥蛇島・平島・諏訪之瀬島・悪石島・宝島)中最大の神社であることなどが記されている。この硫黄権現(異称は硫黄大権現宮・熊野三社権現社・熊野神社)について、『三国名勝図会』「熊野三社権現社」の項には「当社は、往古治承元年、丹波少将成経・平判官康頼・大僧都俊寛、当島へ流されし時、赦を得て再帰せん事を祈り、紀州熊野三所権現を勧請して、建立せしといふ、一説に初め成経・康頼、熊野権現を勧請して、帰洛を祈る時に、俊寛肯んぜず、成経・康頼赦に逢て帰洛の後、俊寛悔て社を建立すといへり」とあり、康頼らが紀州熊野三所権現を勧請したものである。現在、硫黄権現は熊野神社と称されており、硫黄島の集落の中央に位置している。

徳舂神社については、傍線部にあるように、軽大臣が遣唐使となつて中国に渡り、帰朝の途中暴風に遭遇して硫黄島に漂着し、亡くなった。硫黄島の人が軽大臣を葬つて神に封じた。神舂は自然石である、などと紹介している。徳舂神社についてのこの記述は、『三国名勝図会』や『薩隅日地理纂考』にみえる徳舂神社の記述と同様である。明治二十八年に硫黄島で調査を行った笹森儀助に対して、土地の人たちが徳舂神社まで案内し、遣唐使軽大臣が祀られているという伝承を説明したものと推定される。

御祈三社大明神については、康頼、俊寛、成経を祭っており、自然石を神舂として記している。『三国名勝図会』はこの御祈三社大明神を「御祈大明神社」とし、「祭神正体大僧都俊寛にて、又成経・康頼が霊を従祀とす―神体自然石三ツを安ず―」と記し、『薩隅日地理纂考』はこの御祈三社大明神を「御祈(オイノリ)神社」とし、「祭神俊寛成経康頼ナリ神体自然石三ツヲ安ず」と記している。現在は「俊寛堂」(もしくは「御祈神社」と称されており、島内観光コースの中に組み込まれている。つまり、御祈神社(異称は御祈大明神社・

御祈三社大明神・俊寛堂)の祭神は俊寛で、成経・康頼の霊を従祀とし、神体として自然石三つが安置されているということのようである。

硫黄島の社家長濱衛守については、安徳天皇の藩胤といつて代々硫黄権現に奉仕し、庄屋、横目と同様に大小上下を免ぜられ、郷士としての待遇を受けていると述べている。硫黄島の長濱家について、『三国名勝図会』「御祈大明神社」の項に「当島庄屋長濱氏、当社の代官司たり―此長濱氏は、当島庄屋世家にて、当島諸神社社司の長濱氏と同族と見えたり―」(縦線内は割注)と記されている。このことから、長濱家には庄屋の系統と社家の系統があったことがわかる。硫黄島では、「庄屋は代々長浜姓の次男家が継ぎ、長男家は熊野三社権現社(現熊野神社)の社家となつた」という。笹森儀助は社家の系統の長濱衛守から島の神社や神事などについて調査を行ったようである。

硫黄権現の祭日については、陰暦正月元旦、同七日、五月五日、九月九日、十一月五日、十二月二十九日、九月九日を大祭としている。御祈三社権現と徳舂神社の祭日は十二月二十八日に行われているという。この記述から、明治時代の硫黄権現大祭の盛大な様子が見えてくる。

この『拾島状況録』の記述から、明治二十八年当時の硫黄島の祭りの状況がよくわかり、注目される。笹森儀助『拾島状況録』では、調査したデータを客観的に記述しようとしたことがうかがえる。したがって、『拾島状況録』には自然、生活、風俗、疾病、教育、行政組織ほか、ありとあらゆる事象について克明な記述がなされている。それらの中に、古跡や神社といった項目もあり、明治二十八年当時の古跡や神社の残存状況や伝承などを知らることができ、極めて貴重である。古跡や神社を含めあらゆる事象を客観的に記述しようとした笹森儀助『拾島状況録』の記述姿勢は、寺院情報を全く記さず軽大臣灯台鬼伝承を「俗説」「妄説」と批判的に記述した〈事例7〉『薩隅日地理纂考』の記述姿勢と真反対である。同じ明治時代の公的記録でも、編纂者が異なると全く記述姿勢が違うことがわかり、興味深い。明治初年と明治二十八年という時代の差もあるかもしれないが、『拾島状況録』の記述姿勢からは、笹森儀助という人物の

見識の高さがうかがえる。

『薩隅日地理纂考』や『拾島状況録』の記述から、明治時代にも、遣唐使輕大臣が硫黄島に漂着し、亡くなった後に神として德躰神社に祀られたという伝承が確実に伝えられていたことがわかる。また、德躰神社の祭日は十二月二十八日であったこと、神事は社家の長濱家が行っていたことなどが確認できた。

結語

以上で、鹿児島県硫黄島の輕大臣灯台鬼伝承と德躰神社に関する筆者なりの考察を終えることとした。

現在の硫黄島で調査すると、德躰神社はここに漂着した遣唐使を祀つてあるという伝説を聞くことができるが、それより詳しい伝承を聞くことは困難な状況になっている。薩摩藩の地誌『三国名勝図会』には、硫黄島社の説として、斉明天皇二年丙戌（丙辰の誤り。六五六年）八月二十五日、硫黄島に漂着して亡くなった輕大臣の骨を德躰神社に納め、本国へは遺髪を持ち帰つたという伝承があると記されている。硫黄島の長濱家文書の中に「社例根元之覚」と題されたものがあり、その中に輕大臣をめぐる記述が見える。それによると、斉明天皇の時代に、參議春衡卿が父君輕ノ右大臣の御陵守として山田藏人という者を島に留め置き、この人が三年滞在して帰つた後、巳館洞仁（セツカントウニ）という人が派遣されてきて、縁日を立てて島中の安全を祈つたという。また、縁日と祠に関しては、七日は嶽ノ七社山王の縁日、九日は蔵王権現棋社皇子三神の縁日、十九日は鎮守蔵王権現の縁日、廿八日は熾峰四神と南川原三十三神の縁日と、島内各所の祠の縁日が記されている。しかし、『三国名勝図会』は「社例根元之覚」に記されている輕大臣御陵守山田藏人やセツカントウニンなどという人物をめぐる話を記載していない。社家の長濱家に伝えられていた「社例根元之覚」は、その内容から、祭祀を行う神職にとって重要な意味を持つものであったと推定される。薩摩藩主の命を受けて編纂された『三国名勝図

会』は公的な記録であるから、「社例根元之覚」の内容は、『三国名勝図会』執筆が秘すべきものと配慮して意図的に記さなかったか、最初から『三国名勝図会』執筆には内容が知らされていなかったかのどちらかである可能性が高いように思われる。「社例根元之覚」にみえる輕大臣御陵守だったという山田藏人や縁日を立てて島中の安全を祈つたというセツカントウニの記述は、硫黄島社家の伝承として極めて興味深い事例といえよう。

また、『三島村秘史』には、昭和四十年代に採集された伝承が紹介されている。それによると、斉明天皇二年八月七日に春衡が父輕野大臣をつれて硫黄島の坂元に漂着し、同月二十五日に輕野大臣が亡くなったので同日火葬して本国へは遺髪のみ持ち帰つた。都へ帰る時、春衡は輕野大臣の御墓守として山田藏人という家臣を島に残し、山田が三年たつて帰つた後、セツカントウニンという人物を硫黄島に派遣した。セツカントウニは大臣が坂本に漂着した七日から、亡くなった二十五日、遺髪を持って春衡が硫黄島を出発した二十九日まで縁日を定め、島中の安全を祈つた。これは、輕野大臣の亡霊が悪鬼となり、島中に靈気がみちみちていたからだといひ、このことから鬼界が島と呼ぶようになったという。現在、硫黄島で調査を行つても、このような詳しい話を採集することはできないので、貴重な伝承事例となっている。

『三国名勝図会』『德躰神社』の項について検討してみた結果わかることは、『神社啓蒙』や『和漢三才図会』など、項目の中核部分を中央の資料を引用してまとめようとする姿勢がうかがえる点である。薩摩藩主の命を受けて編纂された『三国名勝図会』の「德躰神社」の項には、硫黄島の伝承はほとんど紹介されていない。このことから、『三国名勝図会』『德躰神社』の項は、薩摩藩の編纂者が中央の資料をもとに机上で執筆したもので、伝承と伝播という点からいえば、近世期に中央の文献資料から灯台鬼説話の中核部分を取り込んで作成されたものと考えられる必要があるように思われる。「斉明天皇二年」に硫黄島に漂着して亡くなったという年代情報は、『神社啓蒙』とそれを引用した『和漢三才図会』が原拠となつて『三国名勝図会』に転載され、硫黄島の伝承に影響を与

えたものと推定される。

『三国名勝図会』卷之二十八薩摩国河辺郡「硫黄島」の項の割注に「本府の辰巳、三十一里、南海の中にあり、山川港よりは、海上十八里、本府在番官一員を置いて交代す、在番衙、当島にあり、又黒島・竹島の二島、当島に隸き、当島在番官より、管轄す」と記されているように、江戸時代の硫黄島には薩摩藩の在番衙が置かれ、在番官一名が交代で勤務していた。筆者は、この薩摩藩の在番官が中央の文献情報を硫黄島にもたらし、硫黄島の軽大臣灯台鬼伝承に大きな影響を与えた可能性が高いと推定している。

以下、前稿および本稿での検討をふまえ、灯台鬼説話伝承の流れについて、私見を述べてみたい。

いつの時代か、硫黄島に遣唐使のものとされる遺体が流れ着き、塚が作成された（硫黄島の遣唐使の塚は、五人が竹島に漂着した六五三年の第二回遣唐使遭難事件の時のものである可能性も考えてみる必要がある）。それが現在徳鉢神社と称されている塚かと思われる。中世に平康頼が俊寛たちとともに流されて来て、遣唐使を祀る塚の存在を知る。許されて都に帰った康頼は、『宝物集』に硫黄島で聞いた遣唐使の話を書き記す（その際、康頼自身による脚色が加えられた可能性もあるように思われる）。『宝物集』に収載されたことでは有名になった軽大臣灯台鬼説話は、延慶本『平家物語』（一三〇九年奥書）、文安元年（一四四四）成立『下学集』、寛文七年（一六六七）成立『神社啓蒙』、正徳二年（一七一一）成立『和漢三才図会』ほか、諸書に転載されて広がってゆく。その後、薩摩藩の役人などが硫黄島に文献經由の軽大臣灯台鬼説話をもたらし、遣唐使を祀る塚が「徳鉢神社」と命名され、元からあった遣唐使漂着伝説に影響を与える。天保十四年（一八四三）成立『三国名勝図会』が『神社啓蒙』や『和漢三才図会』などの中央の資料を中心とし、一部に硫黄島社家の伝承を加えて「徳鉢神社」の項を執筆する。『神社啓蒙』『和漢三才図会』『三国名勝図会』などの文献の影響を受け、硫黄島における近世の遣唐使軽大臣漂着伝説が成立し、明治期の『薩隅日地理纂考』や『拾島状況録』の時代を経て、現在に至る。

この私見については、論証が困難な問題や、まだ論証する必要のある問題も多いため、試論の段階にすぎないが、現時点での考えとして愚考を示しておいた。少なくとも、五人が竹島に漂着した六五三年の第二回遣唐使遭難事件をはじめ、硫黄島周辺に遣唐使の遺体が流れ着いたことは事実として確認できる点、中世に平康頼や俊寛らが流された島は現在の三島村にある硫黄島であることが確実である点、平康頼が硫黄島で遣唐使を祀る塚やその伝承を知った可能性は極めて高い点などは、注目しておく必要があると考えている。

本稿では、硫黄島における遣唐使軽大臣漂着伝説について検討したわけであるが、遣唐使軽大臣の伝説は日本各地にみられる。硫黄島以外の軽大臣伝承についての考察は、別稿で検討することとした。³⁰⁾

〈注〉

- (1) 原田信之「鹿兒島県硫黄島の遣唐使漂着伝説と灯台鬼説話」〔新見公立短期大学紀要〕第三〇巻、二〇〇九・12。
- (2) 昇曙夢氏『大奄美史』（奄美社・一九四九）、同氏『復刻 大奄美史』（南方新社・二〇〇九）、七一頁。
- (3) 北原保雄・小川栄一氏編『延慶本平家物語 本文篇上』（勉誠社・一九九〇）、一七五～一七六頁。
- (4) 『鹿兒島県の地名』（平凡社・一九九八）、「十二島」の項（六五頁）。永山修一氏「キカイガシマ・イオウガシマ考」〔日本律令制論集下巻〕吉川弘文館・一九九三、所収）、同氏「古代・中世における薩摩・南島間の交流―夜久貝の道と十二島―」〔境界の日本史〕山川出版社・一九九七、所収）、ほか。
- (5) 小川賢真氏「観念と浄土の文学―宝物集に於て―」〔仏教文学研究 第七集〕法蔵館・一九六九、所収）、高橋俊夫氏「延慶本平家物語説話―宝物集との関係をめぐって（上）―」〔國學院雑誌〕第七六巻第一号、一九七五・11）、山下哲郎氏「軽の大臣小致―『宝物集』を中心とした灯台鬼説話

- の考察―(「明治大学日本文学」第一五号、一九八七・8)、河原木有二氏「灯台鬼説話をめぐって」(「語学と文学」第二五号、一九九五・3)、山田昭全氏「宝物集と延慶本平家物語―引用に三態あり―」(「大正大学研究紀要」第八五輯、二〇〇〇・3)、小林幸夫氏「灯台鬼―連歌と韻書―」(同氏『しげる言の葉―遊び―ころの近世説話―』三弥井書店・二〇〇一、所収)、浜畑圭吾氏「延慶本平家物語における「灯台鬼説話」」(「国文学論叢」第五一輯、二〇〇六・2)、ほか。
- (6) 大隅諸島の硫黄島(鹿児島県鹿児島郡三島村)での調査は、平成二十年(二〇〇八)八月に行った。
- (7) 原口虎雄氏監修『三国名勝図会 第二卷(青潮社・一九八二)、八九二―八九四頁。
- (8) 『三島村誌』(三島村・一九九〇)、三九―四一頁に、小字「徳鉢ノ下」の位置図がある。
- (9) 『大日本風教叢書 第八輯』(大日本風教叢書刊行会・一九二〇)、一八頁。
- (10) 硫黄島以外の軽大臣伝承についての考察は、原田信之「大和国軽寺の軽大臣創立伝説と灯台鬼説話」(『唱導文学研究第八集』三弥井書店・二〇一一年行予定) 参照。
- (11) 亀井孝氏校訂『元和本下学集』岩波書店・一九四四、三九頁。
- (12) 『和漢三才図会 下』(東京美術・一九七〇)、一一三二頁。
- (13) 『続日本後紀』卷第三(仁明天皇承和元年)―卷第九(仁明天皇承和七年)。
- (14) 注8の『三島村誌』、一六〇頁。引用に際し、長濱家文書を参照して一部を訂正した。
- (15) 松永守道氏『三島村秘史』(三島村役場・一九七二)、三七―三八頁。
- (16) 注15の『三島村秘史』、五六五頁。
- (17) 注7の『三国名勝図会 第二卷』、八八二頁。
- (18) 注8の『三島村誌』、三頁。
- (19) 注8の『三島村誌』、三九―四一頁に、小字「坂元」の位置図がある。
- (20) 『薩隅日地理纂考』(鹿児島県地方史学会・一九七一)、三〇三頁。初版は鹿児島県私立教育会が明治三十一年(一八九八)に発行した。
- (21) 注20の『薩隅日地理纂考』、六頁。
- (22) 『日本庶民生活史料集成第一卷』(三一書房・一九六八)、一五〇―一五一頁。
- (23) 注22の『日本庶民生活史料集成第一卷』・「拾島状況録 解題」、一一八頁。
- (24) 注7の『三国名勝図会 第二卷』、八八四頁。
- (25) 注7の『三国名勝図会 第二卷』、八八八頁。
- (26) 注20の『薩隅日地理纂考』、二九七頁。
- (27) 注7の『三国名勝図会 第二卷』、八八九頁。
- (28) 『鹿児島県の地名』(平凡社・一九九八)、「硫黄島」の項(二二頁)。
- (29) 注7の『三国名勝図会 第二卷』、八七七頁。
- (30) 注10の原田信之「大和国軽寺の軽大臣創立伝説と灯台鬼説話」参照。

〔付記〕

鹿児島県の硫黄島(鹿児島郡三島村)での調査では、岩切一夫様、佐藤浩様、三島村教育委員会の方々に大変お世話になった。記して感謝申し上げます。
本稿は、日本学術振興会平成十九年度―二十二年科学費・基盤研究C・研究課題「南西諸島における文化叙事伝説の調査研究」の成果の一部である。

連絡先・原田信之 看護学部

新見公立大学 〒七一八―八五八五 新見市西方二二六三―二二

(二〇一〇年十一月十七日受理)